

「表紙共18枚」

令和8年2月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和8年3月9日（月曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	19番 河津裕治
10番 高瀬義徳	

4 出席事務局職員

主幹（総括） 今田秀樹 主幹 麻生純一 主査 藤原東託 主査 松岡政則 主任 横尾一徹

2 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について
 - 第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第6号 3月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第3号 非農地判断の件

7 その他

(1) 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について

(2) 『令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画』について

(3) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 3番 飯田 隆 委員

(農地利用最適化推進委員) 東大山区域担当 森 敬子 委員

(4) 3月現地調査

[日時] 3月25日(水) 午前9時～ *調査委員

(5) 3月調査委員会

[日時] 3月30日(月) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(6) 3月定例総会

[日時] 4月8日(水) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(7) 行事日程

3月18日(水) 大分県農業会議 常設審議委員会(大分市) *会長

3月25日(水) 令和7年度 農業委員会女性委員Bブロック研修会(別府市)

*川良澄子委員・中嶋ひとみ委員・森敬子委員・高倉一二美委員

(8) その他

- ・ 2月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・ 2月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより、定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、18番 梶原真悟委員より、欠席の連絡いただいております。また、17番 財津満寿光委員より、遅れるという連絡をいただいております。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。議事進行上、発言される場合は、挙手をして議長の指名した後に発言をされるよう、お願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事の整理をすることになりますので、これより、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>中島副会長、大分県知事からの感謝状、誠におめでとうございます。</p> <p>これから先も、お手本にさせていただきます。</p> <p>さて、3月6日に、農林水産省より、農業委員会の業務執行等、体制等に係るヒアリングの実施を、オンライン会議で行いました。</p> <p>これは、九州各県の中で、大分県の中では、私ども日田市農業委員会と、杵築市の農業委員会が選ばれております。目的はですね、地域計画を策定しているのは全国で1万9,000地区あってですね。計画のブラッシュアップ等において、農業委員会における意向把握は、重要であることなどを説明していただきました。</p> <p>また、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割についての質問があり、返答させていただいたところでございます。</p>

	<p>お手元に、プリントを1枚置いてあるのが、この前のヒアリングに係る内容でございます。1時間ぐらいの会議でございましたけど、のちほど見ていただきたいと思います。</p> <p>また、この前あった案件の中でですね、農業委員が地域内で、違反転用を発見した場合に、農業委員会で、農地かどうかの確認をした後に、所有者の方へ指導をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、着座いたしまして議事を進行してまいりたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。 議事録署名委員、2番の中島浩司委員、13番の平川修委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p> <p>事務局 (今田秀樹)</p> <p>はい。今回、議案訂正が1件ございます。 議案書の3頁、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件のNo.14とその下のNo.15の譲受人の住所が「大山町西大山」と記載しておりますが、正しくは「大山町東大山」になります。 訂正をお願いします。誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。 では、早速議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、6番 川良澄子委員、10番 高瀬義徳委員、14番 横田秀喜委員の3名の方でございます。</p>
--	--

<p>調査委員長 (川良澄子)</p>	<p>ました。 その中で、調査委員長を6番の川良澄子委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、川良委員、現地調査の件など、一言お願いいたします。</p> <p>こんにちは。 2月の20日金曜日に、10番の高瀬義徳委員、そして14番の横田秀喜委員、そして事務局3人と現地を見て回りました。 詳細につきましては、事務局の方から説明がありますので、慎重な審議を、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、11件でございます。多いので、まずは6件で一度切りたいと思います。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それでは、議案1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は11件申請がありました。 番号10、大字高瀬〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計1,559㎡です。 譲渡人は高瀬本町の〇さん、譲受人は大分市の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。 スライドにいきます。県道日田鹿本線を大宮町公民館方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。譲受人の方は、住所が大分市になっていますが、週末は日田で農業を行っている方になります。〇も経営し、約1haほど水稻栽培を行っていることを確認しております。 続いて番号11、大字堂尾〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が1,326㎡です。</p>

譲渡人は緑町二丁目の○さん、譲受人は緑町二丁目の○さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。県道山北日田線を日田清掃センター方面に進みまして、堂尾地区公民館方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号12、大字小野○と○で、地目は、登記簿はともに田、現況は、○が田、○は畑、面積が合計1,961㎡です。

遺贈による単独申請になります。遺贈については、あとで説明させていただきます。

譲受人は鈴連町の○さんです。○の遺贈による所有農地を譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドにいけます。県道宝珠山日田線を小野振興センター方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。○の拡大した航空写真になります。字図です。○の現地の写真になります。○の拡大した航空写真になります。字図です。現地の写真になります。

続いて番号13、大字小野○ほか二筆で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計892㎡です。

こちらも遺贈による単独申請になります。

譲受人は鈴連町の○さん、○の遺贈による所有農地を譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。県道宝珠山日田線を小野振興センター方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を3つに分けて撮影しています。○の現地の写真です。○の現地の写真です。こちらは果樹が植わっているのを確認しております。最後に○の現地の写真です。

ここで遺贈について説明させていただきます。

相続は、法律で決まった家族に、法定相続人が財産を引き継ぐことですが、遺贈は、遺言書によって、家

族だけでなく、友人などの特定の人に、財産を譲ることになります。

そこで農地の場合は、受け取る相手によって手続が異なります。

相続や相続人への遺贈の場合は、農地法の許可は不要ですが、農業委員会へ届け出が必要になります。

今回のような相続人以外への遺贈の場合は、普通に3条申請が必要になってきますので、今回の2つの申請は、譲渡人が居ないところでの単独申請という形になります。

続いて番号14と番号15は、隣接地でありまして、譲受人も同一であるため、同時に説明させていただきます。

番号14、大山町東大山〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が779㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は大山町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

続いて番号15、大山町東大山〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が828㎡です。

譲渡人は大山町の〇さん、譲受人は大山町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。国道212号を木の花ガルテンさん方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。譲受人のご自宅を記載しております。字図です。こちらが〇の現地の写真になります。こちらが〇の現地の写真になります。

まず6件は、以上になります。

ここまでの6件に対して、調査委員長からご意見をいただきたいと思います。

現地を見て回った時、別に異常は無く、特に問題は無いと思いましたが、よろしく願いいたします。

調査委員長
(川良澄子)

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。10番から15番までの6件の中で、何かご質問等ございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、議決の方は、最後に、全て一緒をお願いしたいと思います。 それでは事務局、16番からの説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。続いて番号16、大字内河野○で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が1,059㎡です。 譲渡人は2人共有でありまして、松野町の○さんと刃連町の○さんです。譲受人は石井町二丁目の○さんです。高齢で維持管理ができないために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。県道朝田日田線を石井小学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、写真を2つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。反対側から撮りました写真方向②の写真になります。</p> <p>続いて番号17、大字有田○と○で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計5,462㎡です。 譲渡人は埼玉県○の○さん、譲受人は有田町の○さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。市道石松須ノ原下畑線を、須ノ原台地の方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を3つに分けて撮影しています。○の現地の写真になります。○の現地の写真になります。同じく○の現地の写真になります。</p>

続いて番号 18、大字羽田○で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が 2,400 m²です。

譲渡人は兵庫県の○さん、譲受人は大分市の○さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。こちらの譲受人の方は、○に勤めておられて、住民票は大分市にありますが、日田市岩美町に拠点があることを確認しております。

スライドに行きます。県道日田玖珠線を、羽田多目的交流館方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号 19、大字花月○と○で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計 887 m²です。

譲渡人は和歌山県の○さん。譲受人は藤山町の○さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。

スライドに行きます。国道 212 号を戸山中学校方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが○の現地の写真になります。こちらが○の現地の写真になります。

続いて番号 20、大字夜明○と○で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計 525 m²です。

譲渡人は福岡県の○さん、譲受人は小迫町の○さんです。遠方のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。国道 211 号を夜明振興センターから宝珠山方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが○の現地の写真です。こちらが○の現地の写真です。

譲受人の方は、大鶴の方で○を営んでおられて、親子で管理するということを確認しております。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただきたいと思っております。

調査委員長
(川良澄子)

農地法第 3 条の案件については、現地調査の結果、特に問題はなかったと思っております。

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 それではチェックシートについてです。資料No.1の1から3頁が、農地法第3条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。 書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。 私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは16番からですね20番までで、何かあれば、ご質問をお受けしたいと思います。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、穴井委員、どうぞ。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>すみません。4番 穴井でございます。 ちょっと質問だけなんですけど、4頁の17番ですね、○さんが畑を買うようにしておりますけども、○さんは、○でやっておりますけども、具体的には、どういうものを、この畑で作るか、聞いておりますでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、いいですか。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。 野菜と牧草を耕作することを確認しております。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、穴井委員どうぞ。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。牧草というのは、ご自分のところで使うものではないと思うんですけど、実際、耕作するのが、〇さんということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。3条申請書を確認させていただいて、自ら耕作することを確認しております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、よろしいですか。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。 3条で、ご自身が作るのであれば、問題無いと思いますので、お願いします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ほかに何かございませんか。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大谷委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>推進委員の大谷です。 18番ですが、ちょっと現地の写真を出してもらえますか。 今の写真の中で、赤で囲んだ左下の方ですね。ここ、田んぼは一枚になってはいますが、二筆あるんですけども、こっちの出っ張りの部分の申請は出てないんでしょうか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>出てないです。 こちらの○だけになります。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>今の字図で見てもらって、隣の出っ張り部分が一緒になってるんですよね、この田んぼは。 今、字図の赤色で塗られている部分の左上です。○というのが、どうなのかの確認です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大谷委員、申請は出ていない、ということです。</p>

<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>これは一枚の田になっているんですが、一緒に所有権移転しなくてもいいんですかね。出っ張り部分だけ、筆が違うので、残地のように残るような格好になるんですけど。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>申請が、この一筆だけで出てきておりますので、そこは代理人含め、本人確認はとっております。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>そうでしたら、こっちの〇の方は、また申請されるような話は聞いてますか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>事務局の方では、確認はしておりません。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>聞いていないということですか。 田の方が一枚なので、私の方から、また申請するよう、案内しておきます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 他に、何かございませんか。</p> <p>よろしいですか。10番から20番までです。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、事務局の報告及び調査委員長長の報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で、無かったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>全員賛成でございますので、第1号議案は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。議案書の7頁になります。議案第2号 農地法第4条についてです。今月は1件の申請が出ております。</p> <p>番号3、申請地は天瀬町合田○の第2種農地です。地目は登記簿・現況 畑です。面積は704㎡です。 申請人は天瀬町合田の○さんです。申請理由は、自宅裏の斜面崩壊を防ぐため申請地に植林したい、とのことです。</p> <p>場所の説明です。天瀬町の市道中村線を進み、中村集落内にあります赤い丸で示しているところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。土地利用計画図になります。</p>

<p>調査委員長 (川良澄子)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>以上、4条は1件となります。 それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。ただいま説明のありました現地も、私たち調査委員で現地確認してきましたけど、別に、特別問題は無かったと思っております。</p> <p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の4頁から5頁が、農地法第4条についてになっております。全てに該当しないことが条件です。 以上です。</p> <p>ありがとうございます。 議案第2号、農地法第4条の規定の許可申請の件です。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、問題が無いとのことです。 この件につきまして、何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。 無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項第6項各号には該当しないため、許可要件の全て満たしたと考えます。 ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして8頁です。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書8頁になります。議案第3号 農地法第5条についてです。今月は、4件の申請がありました。</p> <p>番号5、申請地は大字大肥○の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 雑種地です。面積は674㎡です。</p> <p>譲渡人は大鶴町の○さんです。譲受人は大鶴町の○さんです。申請理由は、譲渡人が経営する○の駐車場として畑の一部を十数年前から駐車場と進入路にして使用しており、今回、登記名義を個人名から法人名に変更するタイミングで、申請地を全て駐車場へ転用するとのことです。</p> <p>また、こちらの案件は、一部追認となりますので、始末書を提出していただいております。</p> <p>場所の説明です。大明小中学校を南へ進んだ○さん横の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いため、写真を2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。次に、利用計画図になります。</p>

続いて番号6、申請地は天瀬町湯山〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況 田です。面積は940㎡です。

譲渡人は天瀬町湯山にお住まいの〇さんです。譲受人は東京都千代田区の〇さんです。申請理由は、太陽光発電施設用地として使用したいとのことです。

場所の説明です。天瀬振興局から北へ進み湯山西公民館を過ぎた赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、土地利用計画図になります。こちら太陽光パネルを152枚設置予定になっております。

続いて番号7、申請地は大字東有田〇の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況 畑です。面積は1,869㎡です。

譲渡人は上諸留町の〇さんです。譲受人は東京都千代田区の〇さんです。こちらの案件は、〇発電所等で使用する木材を確保するため、自社で育てている苗を植林したいとのことです。

場所の説明です。ウッドコンビナート東側に位置します赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、植林計画図です。自社で育てている杉の苗を約280本植える予定になっております。

続いて番号8、申請地は大字東有田〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は1,438㎡です。

譲渡人は丸の内町の〇さんです。譲受人は東京都千代田区の〇さんです。こちらの案件は、木材バイオマス〇発電所で使用する木材を確保するため、自社で育てている苗を植林したいとの案件となっております。

場所の説明です。ウッドコンビナート東側に位置しています赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。植林計画図になります。自社で育てている杉の苗を約220本植える予定となっております。

以上、5条は4件となります。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。

<p>調査委員長 (川良澄子)</p>	<p>一部追認の案件がありますが、現地を確認した結果、他は、特別異常は無く、本当に綺麗に整理されているところもありました。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の6頁から7頁が農地法第5条についてになっております。全てに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議案第3号です。農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございました。</p> <p>5番から8番まで、何かご質問ある方おられますか。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大谷委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>推進委員の大谷です。</p> <p>7番ですが、こちら杉を植林するということですけども、隣接農地の同意書が7番の方は記載がないんですけども、同意は受けていますか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。こちらは隣接地に農地が無く、山林があります。その向かい側の田んぼについては、道路を挟んで4 m以上ありますので、同意は必要無いというところで、同意書はいただいております。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>そうですか。 8番の方は同じように道路の南側に申請地があるんですけども、そちらは、同意書添付の記載がありますよね。道路がありますけど。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>こちらは、道路の反対側に農地があって、そちら側に、ちょっと山林化しているところがあります。その農地部分の同意書は取ってもらっています。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>ということは、申請地の北側の道路の反対側の農地の部分の同意書は、必要無いということですね。7番も8番も。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>そうですね。 その反対側の南側のちょっと山に見える部分に、ちょっと一部農地がありますので、そちらの部分の同意書をいただいております。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>ここは、申請地が南側にあるんですよね。北側の田んぼのね。 ということで、これら杉が太った時に影響が出てくるんじゃないかなと危惧するんですけど、どういふものなんでしょうかね。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、道幅とか判っているんですね。 よろしいですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。 一応、4 m以上は同意が必要は無いので、日の当たり具合についても、余り影響は無いのではないかと 思われます。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大谷委員、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。他に何かございませんか。 よろしいですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各 号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 賛成多数でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長さん、これで終了でございますが、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (川良澄子)</p>	<p>今回、調査委員として現地調査に参加しまして、皆さん方、先輩たちの意見を聞くとき、私たちの見る田んぼの見方、また山の見方というのは、本当に勉強になりました。</p> <p>今から先、子供たちも、私はいっぱい受け持っておりますけど、子供たち、小学校、保育園とかですね、やっぱり森林とか田んぼに、少しでも興味を持つように、参加して指導していきたいと思っております。</p> <p>本日は先輩の調査委員の方々、ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは10頁です。議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、新規17件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>はい。それでは議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画(案)に対する農業委員会の意見について、ご説明を申し上げます。</p> <p>今回は、令和8年5月1日より、農地中間管理権の設定を行う申請がありました案件について、農業委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>議案集の10頁から11頁で新規が17件で合わせて三十三筆、面積にいたしまして49,767㎡となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、この中に、議事参与の方がおられますので、先に、8番の湯浅正徳委員、退室をお願いいたします。</p> <p>(湯浅正徳委員 退室)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、10頁のNo.19と20です。借り手〇さんです。</p> <p>この件につきまして、先に審議したいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(湯浅正徳委員 入室)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それぞれの委員の方々のエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。 問題があれば、挙手をしてご発言願いたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、「意見なし」ということで報告したいと思います。</p> <p>続きまして12頁にいきたいと思います。議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、3件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは議案12頁、議案第5号 現況証明書の発行についてです。今月は3件です。 番号2、大字鶴河内〇で、地目は、登記簿が田、現況は原野、面積は1,382㎡です。 申請人は源栄町の〇さんです。こちらは先月の定例総会からの引き続きの案件になりますので、一度説明させていただきます。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。 場所に行きます。県道宝珠山日田線を小鹿田皿山方面に進み、池ノ鶴地区の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しております。北側からの写真方向①の写真です。南から撮りました写真方向②の写真です。災害復旧工事をしている箇所の上流側に位置する部分が確認できました。 先月の定例総会にて、ご意見いただきました点について、関係課及び本人に確認をしましたので、ご報告させていただきます。 関係部署としましては、文化財課、農業振興課、そして申請者本人に聞き取りを行いました。 まず、文化財課につきまして、池ノ鶴地区の景観について、重要文化的景観区域内での位置づけの確認</p>

と、土地利用の活用に条件があるのか、の2点を確認いたしました。

1点目は、対象農地であります大字鶴河内〇につきまして、重要文化的景観区域内での位置づけが、どうなっているか、という問いをしまして、回答をいただきましたので、原文をそのまま読み上げさせていただきます。

「当該農地につきましては、文化財保護法に基づく重要文化的景観における重要な構成要素として特定されていたが、令和5年の大雨により被害を受けていたことから、令和7年4月22日付けにて、文化庁長官に対して、重要な構成要素を解除する旨の報告を行った。」

という回答でした。

2点目に、対象農地が、農地以外の地目になった場合、重要文化的景観地区ということで、土地利用にあたっての縛りや、活用についての条件があるのか、という問いをしまして、

「当該農地については、既に重要な構成要素ではないため、重要文化的景観における保護対象とならない」

という回答がありました。

以上、確認をさせていただきました。

続いて、農業振興課では、原形復旧が必要か、ということを確認させていただきました。

災害復旧は、申請主義であり、復旧するか、しないかは、本人次第でありますので、負担金等もあるため、必ず復旧しなければならないか、というと、そうではない、という回答を得ました。

この農地に関しましては、申請をしていないということです。しかし、申請の方が所有する隣の農地については、市単独の災害復旧申請を行っているということを確認しました。

最後に、申請人に聞き取りしましたところ、二度の災害復旧工事を行いました。三度目の災害に遭い、農地として復旧をし、耕作を行う気持ちは無い、とのこと。後継者も居ないため、今後は、そのままの状態です。草刈り等をして、維持管理だけを実施する、という意向でした。なお、現地は、もともと水が取れなくて、耕作しておらず、草刈りのみを行っていたとのことでした。

以上のことから、文化財課では、活用に当たり条件等は無く、農業振興課では、現状のままの問題は無い

とのこと。また、本人も現状のまま、維持管理は行う、という意味があり、以上のことを確認したので、ご報告いたします。

発行基準1の災害で被災非農地化し、農地への復旧が困難な土地に該当するもの、ということをお知らせさせていただきます。

続いて番号7、大字北豆田〇と大字田島〇番で、地目は二筆とも、登記簿は畑、現況は山林、面積は179㎡です。

申請人は田島一丁目の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。

場所に行きます。淡窓図書館から市道中城池辺線を陸上競技場方面に進みました赤い丸のところニカ所が現地になります。航空写真です。こちらが〇の拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。続いて〇番の拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

どちらも密集した竹山が確認できました。発行基準4、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

続いて番号8、大字田島〇と田島二丁目〇で、地目は、登記簿は二筆とも畑、現況は大字田島の方が山林、田島二丁目は宅地、面積は合計784㎡です。

申請人は田島一丁目の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。

スライドに行きます。市道大原通り線を大原八幡宮方面に進みました赤い丸のところニカ所が現地になります。航空写真です。まず、〇の拡大した航空写真です。字図です。〇の現地の写真になります。こちらが〇の拡大した航空写真です。字図です。〇の現地の写真になります。

大字田島は20年生以上の植林された杉が確認できました。田島二丁目は宅地に庭園が確認することができました。主屋の方は平成13年の建築を確認しております。発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当するものです。

以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんから、ご意見をいただきたいと思っております。2番は、前回、ご意見をいただきましたので、7番・8番の日田・五和地区の末武委員、よろしく願います。

<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>7番の北豆田と田島の件ですが、どちらも竹林になっておりまして、これは問題無いと判断いたしました。</p> <p>それから8番の田島の件ですが、これは20年以上の杉が確認できました。</p> <p>それから田島二丁目の件ですがこれは、完全に、もう宅地化しておりまして、建築したときに、一緒に宅地化したんじゃないかと判断できました。</p> <p>以上で、問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明は、以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第5号です。現況証明書の発行についてでございます。</p> <p>この3件につきまして、何かございますか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、樋口委員、どうぞ。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、すいません。二点ほど。</p> <p>2番ですけど、説明、よくわかりました。</p> <p>文化財課、農業振興課の見解は解かりましたけど、その説明を、前回の時にしていただけると、大変良かったかな、と思っておりますので、今後は、そのようにしていただければ、と思っております。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それから8番ですけど、田島二丁目の件につきましては、転用申請じゃなくて、現況証明ということの申請ですけど、その点につきましては、現況証明でいいんですかね。</p> <p>すでに1回、許可を取っておって、紛失して現況証明をもらう、ということであれば、問題無いかと思いますけど、本来であれば、転用許可申請じゃないかな、と思いますけど、その点について、ご説明をお願いいたします。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>委員の言われるように、違反転用しておりますので、転用行為が一番目に必要になります。</p> <p>しかし、大分県もしております現況証明書の発行につきまして、基準5で、非農地化して20年以上経過していることから、ということになりました、こちらの方は、それに該当しますので、20年以上が経過しているというところで、発行したいと考えております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>本来であれば、本来といいますか、推進委員さんと農業委員によって、日頃、パトロールしながら、そういう転用があるところについては、指導を、今までもしてきたと思うんですが、なかなか全てを見つけることは出来ないと思うんですね。</p> <p>ですけど、この場合、20年経っておるということですけど、そういった所は、結構たくさんあると思うんですね。</p> <p>それで、普通であれば、転用許可申請をして、許可が下りて、こういう風に宅地化になっていくと思うん</p>

	<p>ですが。</p> <p>そうすると、もう許可が要らなくて、もう 20 年して、現況証明でいこうか、という、そういうのが通るといふか。</p> <p>言葉はあれですけど。本来のとおり、転用許可申請をしていただいて、追認になるかもしれないですけど、許可をもらうというやり方に、申請を出し直していただくべきじゃないか、と思いますけど、その点は、どういう風に考えているんですかね。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>先ほどもお答えしたとおり、まず最初にすることは、違反転用の場合、転用行為をしていただくというのが、大前提にあると思います。</p> <p>ただ、そこで、20 年以上経過している場合は、基準 5 で、簡素化をすることということを、現況証明書（非農地証明書）の発行ということ、大分県ではしておりますので、それに基づいて、基準 5 で発行させていただきたいと考えております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>説明は、わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。本来なら、やっぱりこう、地域に居る農業委員とか推進委員の方で、20 年前のことですけど、注意して調査すべきだったと思いますけど、今、こういう状況になっております。</p>
<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>末武委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>以前であれば、今、樋口委員が意見を述べたとおり、だと思えます。 以前は、農地法の4条にかかるものですから、4条の申請を出してもらって、始末書を取って、それから許可、というカタチをとっていたんですが、いつから法律が改正になったかは、ちょっと私は判りませんが、4条関係の法改正があったということで、県の方が具体的な要領を設けております。 ですから、この要領に沿った手続きをしてもらえばですね。もう、これに、いろいろ言うことはないんじゃないかと思えます。 以前は、10年経っていても、20年経っていても、4条の申請を出してもらって、始末書というカタチをとっていたんですが、今は、それを簡素化したようなカタチになるんじゃないかと、私は思っております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、事務局、どうぞ。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。令和5年度から、私は、事務局に異動して来たんですけど、これまでの間に、非農地の基準に関しては、2回ほど説明をしているかと記憶しています。 今の分県の基準が令和3年の1月13日から施行しております。この基準要領についても、以前から総</p>

会で配布等をしておりますし、簡略化したものも作成し、配っているかと思っておりますので、また、ご自宅に戻られてからでも確認していただければと思うんですけれども、今、樋口委員が言われた基準の5の20年以上経過している場合というのは、それ以前には無かった項目です。大分県の方が、非農地に関する基準が厳しいということで、この令和3年に基準が改正され、基準の5というのが設けられたという背景がありますので、代理人というか、行政書士なども、この基準はもちろん知っていますし、手順的に、5条で出すか、4条で出すか、いわゆる転用で出すかという場合と、非農地証明で出すかという場合の手順として、20年を基準に、という、農地の所有者なり、代理人もいますので、今、現在、大分県がこれで行っているということで、日田市も、事務局としても、これに則って行っているところです。

もちろん、20年以上だという申請があって、事務局の担当の方が、推進委員と現地を見に行ったら、まだ15年ぐらいしか経ってないだろう、とみられる場合や、これまでもありましたけれども、20年以上経っているという根拠が無い場合は、近所の方とかの聞き取り等を行ったりとか、しているところですので、一応、基準がありますので、それに則って処理させていただいております。

よろしく申し上げます。

議長
(石井照久)

はい。他に何かございますか。
よろしいですか。

(はいの声)

議長
(石井照久)

はい、それでは議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。
発行したいと思います。

はい。14頁です。議案第6号 3月調査委員の選任についてでございます。
私からのご指名でよろしいでしょうか。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。指名させていただきます。</p> <p>4番 穴井浩司委員、12番 中島幸一郎委員、13番 平川修委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>
-----------------------	---

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 8 年 3 月 30 日

議 長 会 長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 13 番